

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、開示請求の対象となった公文書について、部分開示としたことは妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 29 年 8 月 23 日付けで実施機関に対し、平成 24 年度における沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、「体罰に係わる実態調査について（報告）（平成 25 年 3 月 12 日）他 4 件」（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第 7 条第 2 号に該当することを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 29 年 9 月 6 日付け教人第 1258 号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、平成 29 年 10 月 10 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、平成 30 年 1 月 23 日付け教人第 2233 号により沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、概ね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

部分開示決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件行政文書の部分開示範囲は、本件条例、関連する諸判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきである。
- (2) 加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の非開示は認められない。
- (3) 非開示が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。

3 弁明書に対する反論書

弁明書の非開示理由は、非開示の根拠とはなりえない不当なものであり、部分開示決定を取消し、変更するとの決定を求める。

弁明書の非開示理由は、こちらが示した関連判例等を十分吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。非開示部分の多くは、関連判例を前提とすれば開示されるべきものであるが、反論がなされていない。

弁明書の主張は、関連判決には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。他の自治体における司法判断は、条例解釈においてそれを無視してよいことの理由にはならない。過去の司法判断は、裁判では必ず参照されるものである。

関連判決は、体罰報告書記載情報は、教員にとっては「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされ、開示が求められているものであるから、「公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは言えない、としているのに弁明書はそれを顧みない主張をし続けている。

教員が体罰事故を起こした情報は、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報である」という主張は、司法判断によって明白に否定されている。

そもそも体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとするれば、それは実施機関の判

断であるから、体罰事故報告書の氏名開示自体がプライバシー侵害にはならない。

非開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示を行うのは、条例解釈の誤りであり違法である。なお、教員名の公開は、関連判決に照らせば、本件条例第7条第2号ただし書ア及びイに該当するものである。

本件関連判決においては、教員の氏名の公開には「優越する公益」があると判断したものと考えられるため、教員氏名はもとより、学校名、校長名、その他加害教員の特定可能性を理由とする情報は全て開示されるべきである。

「体罰事故報告書については氏名も含めて開示せよ」との関連判決が存在する以上、それに従って沖縄県条例のもとでも開示されなければならないはずである。換言すれば、体罰事故報告書の加害教員氏名は「プライバシー」ではなく、「個人の権利利益を不当に害するものではない」のである。この点についての弁明は存在していない。

多くの自治体の情報公開審査会は、近年、関連判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の開示を求める答申を出している。個人識別型の条例をもつ自治体（大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県など）のもとでも同様の開示が行われている。なお、奈良県、滋賀県、大阪市の情報公開条例は沖縄県とは異なり、公務員の氏名を開示範囲として明示していないが、実際にはそれでも開示している。

よって本件処分に関する実施期間の非開示説明は正当なものとはいいがたく、到底認められない。

第4 実施機関の弁明書

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 弁明の内容

本件公文書は、平成24年度に沖縄県内の公立学校において起きた教職員の生徒に対する体罰事案につき、当該学校の校長が県教育委員会に対して報告する書面として、体罰を行った者の職・氏名、体罰発生の日時・場所、体罰の内容等が記載されているものである。

そのうち、①被害生徒の氏名、②加害教諭の氏名、③学校名、④校長の氏名及び校長印の印影、⑤教頭の氏名及びメールアドレス、⑥学校の電話番号

号及びFAX番号、⑦文書記号（以下、①～⑦を「本件不開示情報」という。）については、条例第7条第2号に該当するとして不開示としたものである。

2 条例第7条第2号の該当性等について

(1) 「被害生徒の氏名」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当することは明らかである。また同号ただし書いずれにも該当しないものである。

(2) 「加害教諭の氏名」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるが、同号ただし書きにおいて、公務員の職務遂行に係る情報を除外していることに照らせば、体罰は教育的指導という職務遂行の過程において発生した行為であるため、基本的には開示すべきものと考えられる。

しかしながら、職員が生徒に対して体罰を行ったことは、職務遂行に関して非違行為があったことを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、その氏名を開示して何人にも知りうる状態に置くことにより、当該職員の私生活上の権利利益を害するおそれがあるため本号本文に該当する情報である。また同号ただし書いずれにも該当しないものである。

(3) 「学校名（校長印の印影も同様）」、「校長及び教頭の氏名」、「教頭のメールアカウント」、「学校の電話番号及びFAX番号」、「文書記号」については、当該情報単独では特定の個人が識別されうるものではないが、既に開示されている情報や、他の入手し得る情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る可能性があるため、本号本文に該当する情報である。また同号ただし書いずれにも該当しないものである。

また、条例第3条では、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならないと規定している。上記(1)～(3)の解釈は、個人情報についてはプライバシー保護の観点から、不開示を原則として最大限に保護しなければならないとする条例の趣旨にも合致するものである。

本件処分は上記の判断に基づく部分開示決定であるが、本件公文書記載の体罰に関しては、教育的指導という職務遂行の過程において発生した行為であり、職務の遂行に関する情報であることを認定したうえで、

条例第7条第2号ただし書の規定に基づき、職員の氏名を公にすることにより、当該職員の権利利益を不当に害するおそれがあるため、不開示と判断したものである。

以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るための「個人に関する情報」であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。従って、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものである。

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

また、同号ただし書には、個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、同号ただし書の「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、限定的に開示することができることを規定している。

同号ただし書ウの「職務遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、不開示情報から除外することを定めたものである。ただし、公務員等の氏名について、公にすること

により当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものについては、個人情報として保護することとしたものである。

2 条例第7条第2号該当性

(1) 加害教諭の氏名

審査会が見分したところ、本件公文書に記載された情報は、条例第7条第2号ただし書ウ「公務員等の職務遂行に係る情報」に該当し、原則として開示すべきものと考えられる。しかしながら本件公文書に記載された情報は、以下の理由によって、条例第7条第2号ただし書ウ括弧書「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

すなわち、本件公文書には、公立学校において起きた教諭の生徒に対する体罰の詳細な内容が記されており、氏名等を公にした場合、当該教諭が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認されるとともに、公務員としての資質に疑いを持たれるおそれがあり、さらに公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させるおそれがある。

また、実施機関においては「懲戒処分の公表等に関する取扱要領」を定め、懲戒処分に係る被処分者の職名、性別、年齢等を公表事項としており、「氏名及び所属名（学校名）」については免職事案に限り公表しているところであるが、実施機関によると、本件公文書の体罰事案のいずれにおいても懲戒処分は行われておらず、被処分者にはあたらないため公表はなされていない。すなわち、加害教諭の氏名は、公務員等の職務遂行の内容に関して行政文書に記載されたものであっても、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとして非公開とされている。

(2) 「校長及び教頭の氏名」及びその他

実施機関は、「校長及び教頭の氏名」、「教頭のメールアドレス」、「学校の電話番号及びFAX番号」及び「文書記号」（以下、「当該情報」という。）について、条例第7条第2号本文に該当し、当該情報の開示により特定の個人が識別されるおそれがあるとして不開示としている。

審査会としては、当該情報のみでは特定の加害教諭が識別され得るものではないが、他の入手しうる情報と照合することにより「学校名」が容

易に特定でき、「学校名」が特定された場合、本件公文書の中で、実施機関が既に開示している「体罰発生の日時・場所」、「被害生徒の学年・学級」、「体罰の内容」、「被害の状況」、「教諭の担当科目」、及び「体罰事案の把握のきっかけ及び手法」等の部分とあわせて、当該加害教諭の特定につながることを認められる。

よって当該情報は、当該情報のみでは特定の加害教諭が識別され得るものではないが、既に開示されている情報と合わせ、特定の加害教諭が識別され得る可能性があるものとして、条例第7条第2号ただし書ウ括弧書「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当する。

3 結論

これらの他、審査会では他県状況をも勘案し、また当該「体罰事故報告書」の中で既に開示されている情報等も考慮して、慎重に審査した結果、本件不開示情報のうち、争いのない被害生徒の氏名を除いた不開示情報は条例第7条第2号ただし書ウ括弧書に該当し、不開示が妥当であると判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
赤嶺 真也	弁護士	
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	
植松 孝則	弁護士	会長職務代理者
儀部 和歌子	弁護士	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年1月23日	諮問書受理
平成30年2月14日	審査請求人から反論書の受理
平成30年2月20日	審議（第284回）
平成30年3月20日	審議（第285回）
平成30年4月26日	審議（第286回）
平成30年5月17日	審議（第287回）
平成30年7月24日	審議（第290回）
平成30年8月7日	審議（第291回）
平成30年9月4日	審議（第292回） 実施機関の口頭説明
平成30年10月4日	審議（第293回）
平成30年10月12日	審議（第294回）
平成30年10月30日	審議（第295回）
平成30年11月16日	審議（第296回）
平成30年12月14日	審議（第297回）